

平成9年1月29日

厚生省健康政策局医事課

日本電信電話株式会社
電話帳事業推進部

柔道整復師の広告における表示の確認事項について

先日は、柔道整復師の広告における表示について、ご理解をいただきありがとうございました。今後の取り扱いについて、弊社の見解を下記のとおり整理いたしましたので、ご見解との相違点がないか、ご確認願います。

記

1. 柔道整復師表示のもとにおいては、診療日・休診日・診療時間・診察時間・往診時間等の表示について、「施術日・施術時間」の代替表記として表記可みする。
2. 上記1の表記内容については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」に関する広告の取扱いについても、同様の扱いとする。